

別紙 2

国自技第 2 5 2 号
平成 2 1 年 2 月 6 日

(社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部技術企画課長

改造自動車届出漏れによる不適切な新規検査受検への対応について

今般、(社) 日本自動車工業会及び(社) 日本自動車車体工業会の会員において、自動車を改造する際、リヤ・アクスル・ハウジング又はリーフ・スプリングを改造したにもかかわらず、事前に必要な改造自動車届出を行わずに新規検査を受検し、自動車検査証の交付を受けた自動車(別添対象車両一覧表Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ参照)が存在することが判明しました。

本事案は、道路運送車両法に基づく新規検査を不適切に受検した事案であり、同法に基づく自動車検査制度の信頼性を低下させるものであるため、当該事業者に対し、自動車検査証の型式等の修正が必要であることを自動車使用者に周知することや本事案の再発防止策の作成等を指示するとともに、地方運輸局及び自動車検査独立行政法人に対し標記の取り扱い等について通達したところです。

対象車両については、保安基準の適合性が確認(改造自動車届出の審査が終了)されましたが、順次、自動車検査証の型式の修正及び備考欄への改造内容の記載を行う必要があるため、対象車両が車検等の際に貴会傘下会員のもとに入庫した場合には、改造事業者、運輸支局又は自動車検査独立行政法人に相談頂きたく、周知方お願いします。

(別添 略)